

浜松市養育支援ヘルパー利用の委託に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市養育支援訪問事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第9条に規定するサービスの委託内容等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委託の内容)

第2条 受託事業者に委託する内容は、対象者に直接行う援助(以下「サービス」という。)であって別表第1に掲げるものとする。

(サービスを行う時間数及び日数)

第3条 サービスを行う時間数及び日数は、次のとおりとする。

- (1) 委託時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、1日2回を限度とする。
- (2) 日数は、各区役所社会福祉課長が認める範囲とする。

(サービスを行う日及び時間帯)

第4条 サービスを行う日は次の各号に掲げる日を除く毎日とする。時間帯は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)
- 2 サービスを行う時間帯は、午前9時から午後5時までとする。

(養育支援ヘルパー利用の決定)

第5条 各区役所社会福祉課長は、浜松市養育支援訪問事業実施要綱第3条に規定する対象者のうち、支援計画等に基づき養育支援ヘルパーによる支援が必要と認めたもの(以下「利用対象者」という。)に対し、養育支援ヘルパーを訪問させ支援を行う。

(利用の同意)

第6条 各区役所社会福祉課長は、前条の規定により利用を決定した場合は、利用対象者から「養育支援ヘルパー利用同意書」(以下「同意書」という。)(第1号様式)の提出を求めるものとする。

(サービス提供事業者の決定)

第7条 各区役所社会福祉課長は、前条の同意書の提出があった場合、本庁と連携をとりながらサービスを提供する事業者(以下「サービス提供事業者」という。)を決定する。

(利用対象者及びサービス提供事業者に対する通知)

第8条 各区役所社会福祉課長は、利用対象者、サービス内容、サービスを行う日数及び時間帯を決定したときは、利用対象者に対しては「養育支援ヘルパー利用決定通知書」(第2号様式)を、サービス提供事業者に対しては、「養育支援ヘルパー利用依頼通知書」(第3号様式)をそれぞれ通知しなければならない。

(変更・中止の連絡)

第9条 利用対象者は、前条に定める利用決定内容の変更又は中止を求めるときは、当該利用日の前日の正午までに各区役所社会福祉課長に対して連絡しなければならない。

2 各区役所社会福祉課長は、前項の連絡を受けた場合及び各区役所社会福祉課長の判断に

より利用内容を変更又は中止しようとする場合には、速やかにサービス提供事業者に連絡しなければならない。

- 3 第1項及び前項の場合において、当該利用日の前日が第4条第1項各号に該当するとき
は、その直前の第4条第1項各号に該当しない日を前日とみなす。

(変更・中止の文書による連絡)

第10条 各区役所社会福祉課長は、前項の規定によりサービスの内容を変更し、又は中止した場合は、速やかに、「養育支援ヘルパー利用変更(中止)連絡書」(第4号様式)により、利用対象者及びサービス提供事業者に連絡するものとする。

(サービス提供事業者によるサービスの提供)

第11条 サービス提供事業者は、第8条の「養育支援ヘルパー利用依頼通知書」及び前条の「養育支援ヘルパー利用変更(中止)連絡書」の内容に従い、的確にサービスの提供を行わなければならない。

- 2 養育支援ヘルパーは、サービスを行う際に、常にサービス提供事業者が発行する身分証明書を携行し、利用対象者宅の訪問時に必ず提示することとする。
- 3 養育支援ヘルパーは、サービスを行ったときは、その都度、「養育支援ヘルパー利用確認書」(第5号様式)により、利用対象者からサービス履行の確認を受けるものとする。

(養育支援ヘルパーの選考)

第12条 サービス提供事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者のうちから、養育支援ヘルパーを選考するものとする。

- (1) 子育てをした経験のある者であること
- (2) 心身ともに健全であること
- (3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること

(養育支援ヘルパーの研修)

第13条 サービス提供事業者は、養育支援ヘルパーに対して、本事業に必要な知識技術を習得させるため必要な研修を実施しなければならない。

(養育支援ヘルパーの健康管理)

第14条 サービス提供事業者は、養育支援ヘルパーに対し、定期健康診断を実施するなど養育支援ヘルパーの健康管理に細心の注意を払うものとする。

(資格を有する者の確保)

第15条 サービス提供事業者は、利用対象者についての養育支援ヘルパーからの相談に対し、保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有するものを確保しなければならない。

(個人情報保護の遵守)

第16条 サービス提供事業者は、養育支援ヘルパー利用の実施に関して取り扱う個人情報の取扱いについては、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)を遵守し、利用対象者に関して職務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

(委託料)

第17条 サービスの実施に関する委託料は、別表第2に定める金額とする。

- 2 第9条第2項の連絡が当該利用日前日の午後5時までにサービス提供事業者になかった場合に、サービス提供事業者に支払う額は別表第3に定める金額とする。

- 3 前項の場合において、当該利用日の前日が第5条第1項各号に該当するときは、その直前の第5条第1項各号に該当しない日を前日とする。

(委託料の請求・支払い)

第18条 サービス提供事業者は、養育支援ヘルパー利用の委託料の請求を行う場合は、「養育支援ヘルパー利用報告書」(第6号様式)及び「養育支援ヘルパー利用委託料請求書」(第7号様式)を作成し、「養育支援ヘルパー利用確認書」を添えて利用の翌月10日までに、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があった場合は、内容を確認した上で前条に定める金額を支払う。

(帳簿類の整備等)

第19条 サービス提供事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録その他必要と認める帳簿類を整備するものとする。

- 2 市長は、サービス提供事業者に対し、帳簿類の提出又はサービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(その他)

第20条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 浜松市育児支援ヘルパーに関する要領(平成19年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1

区 分	援助の内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備及び片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助
2 育児に関するもの	ア 授乳 イ おむつ交換 ウ もく浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ その他必要な育児援助

別表第 2

第 1 7 条第 1 項に定める金額	
1 回 1 時間あたり	2 , 3 0 0 円

別表第 3

第 1 7 条第 2 項に定める金額	
訪問予定前日午後 5 時までに受託事業者 者に連絡がなかった場合、1 回あたり	2 , 3 0 0 円

第1号様式（第7条）

養育支援ヘルパー利用同意書

浜松市 区社会福祉課長

私は、養育支援ヘルパーを利用することに同意します。

なお、利用にあたっては、各区社会福祉課がサービス提供事業者に対して必要な個人情報を提供すること、及びサービス提供事業者が各区社会福祉課に対して必要な個人情報を提供することについても同意します。

年 月 日

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

養育支援ヘルパー利用決定通知書

様

浜松市 区社会福祉課長

養育支援ヘルパーの利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用者 氏名 _____ 住所 _____

2 事業者名 _____ 事業者電話番号 _____

3 利用日時等

	利用年月日	利用時間							
1			:	~	:		:	~	:
2			:	~	:		:	~	:
3			:	~	:		:	~	:
4			:	~	:		:	~	:
5			:	~	:		:	~	:
6			:	~	:		:	~	:
7			:	~	:		:	~	:
8			:	~	:		:	~	:
9			:	~	:		:	~	:
10			:	~	:		:	~	:

4 サービス内容 (*依頼内容は で記載)

	サービス内容		
家事に関する援助	食事の準備及び後片付け 生活必需品の買い物 その他必要な家事援助()	衣類の洗濯、補修 関係機関との連絡	居室等の清掃、整理整頓
育児に関する援助	授乳 オムツ交換 その他必要な育児援助()	沐浴介助	適切な育児環境の整備

5 注意事項

利用日時の変更又は中止をする場合、変更又は中止したい日の前日の正午までに必ず各区社会福祉課に電話連絡をお願いします。

なお、前日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日の正午までに連絡してください。

浜松市 区社会福祉課 電話 FAX

浜 第 号
年 月 日

養育支援ヘルパー利用通知書

_____ 御中

浜松市 区社会福祉課長

養育支援ヘルパーについて、次のとおり利用することを決定しましたので依頼します。

1 利用者 氏名_____ 住所_____

2 事業者名 _____

3 利用日時等

	利用年月日	利 用 時 間							
1			:	~	:		:	~	:
2			:	~	:		:	~	:
3			:	~	:		:	~	:
4			:	~	:		:	~	:
5			:	~	:		:	~	:
6			:	~	:		:	~	:
7			:	~	:		:	~	:
8			:	~	:		:	~	:
9			:	~	:		:	~	:
10			:	~	:		:	~	:

4 サービス内容（*依頼内容は で記載）

	サービス内容	
家事に関する援助	食事の準備及び後片付け 生活必需品の買い物 その他必要な家事援助（	衣類の洗濯、補修 居室等の清掃、整理整頓 関係機関との連絡 ）
育児に関する援助	授乳 オムツ交換 その他必要な育児援助（	沐浴介助 適切な育児環境の整備 ）

養育支援ヘルパー利用変更（中止）連絡票

年 月 日

あて先 （利用者及び事業者）

浜松市 区社会福祉課長

養育ヘルパー利用について、次のとおり変更（中止）しましたので連絡します。

	変更	追加	中止
	利用者氏名		
変更（中止）事由	利用年月日	変更前	
	利用時間		
	サービス内容	変更後	
	その他		

この通知の問い合わせ先

浜松市 区社会福祉課 担当： _____

電話

F A X

養育支援ヘルパー利用確認書 (年 月 No)

担当事業者名 _____

利用者氏名 _____ 利用者住所 _____

利用時間合計 _____ 時間 利用前日の午後 5 時以降の連絡 _____ 回

【内 訳】

	利用年月日 (曜日)	利用時間	サービス内容 (* 該当番号を記入)	養育支援 ヘルパー名	利用者確認 印	備 考
1	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
2	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
3	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
4	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
5	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
6	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
7	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
8	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
9	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			
10	/ ()	: ~ : : ~ :	家事援助[] 育児援助[]			

< サービス内容 >

(1) 家事援助

食事の準備、後片付け 衣類の準備、補修 居室等の掃除、整理整頓 生活必需品の買
い物 関係機関との連絡 その他必要な家事援助

(2) 育児援助

授乳 おむつ交換 沐浴介助 適切な育児環境の整備 その他必要な育児援助

< 養育支援ヘルパー利用確認書の記入方法について >

利用者宅に訪問し、サービスを提供した場合、利用者からの確認印を押印していただき履行の確認としていま
す。次の点にご注意ください。

- 1 各項目は訪問の都度記入してください。
- 2 サービス内容については、実際に行ったサービスを記入してください。
- 3 利用者確認欄には、押印又はサインをお願いします。
- 4 利用日が月を超える場合等については、月ごとの集計請求を行っていただくため、この書面が複数毎とな
る場合があります。

養育支援ヘルパー利用報告書

年 月分

事業者名

年 月分	事業者名	利用回数	(1)家事援助回数					(2)育児援助回数					
			食事の準備及び後片付け	衣類の準備、補修	居室等の掃除、整理整頓	生活必需品の買い物	関係機関との連絡	その他必要な家事援助	授乳	おむつ交換	沐浴介助	適切な育児環境の整備	その他必要な育児援助
	利用者氏名(区 名)												
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
小 計													

訪問前日午後5時以降のキャンセル、または訪問前日午後5時までに各区社会福祉課から連絡がなく利用者宅に訪問してサービス提供を中止した回数

回

